

平成19年(ネ)第522号

控訴人 大草一男 外1名

被控訴人 創価学会 外4名

### 控訴審準備書面3 (控訴理由書3)

平成19年5月14日

東京高等裁判所民事第1部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 大 島 真 人  
同 小 川 原 優 之

## 目 次

第 1	相当性に関する原判決の誤りについて要約.....	4 頁
1	.....	4 頁
2	.....	4 頁
第 2	本件各記事が掲載された背景からして、各記事には相当性が認め られない.....	5 頁
1	.....	5 頁
2	.....	7 頁
3	.....	11 頁
4	宣徳寺・妙泉坊関係のW発言についての相当性の欠如.....	14 頁
5	H宅盗聴関係についての相当性の欠如.....	14 頁
第 3	Wを除く、各被控訴人には、W発言を除いて控訴人と盗聴 を結びつける根拠がない.....	14 頁
1	原判決の誤り.....	14 頁
2	各被控訴人が交付を受けたとする「客観的資料」についての原判決の 杜撰な誤り.....	16 頁
3	原判決が相当性判断の根拠とした「客観的証拠」の牽強付会さ.....	18 頁
第 4	各被害者毎の相当性判断についての「客観的証拠」.....	19 頁
第 5	各被控訴人毎の相当性判断についての「客観的証拠」.....	22 頁
1	原判決が各被控訴人毎に認定すべきであった客観的証拠.....	22 頁

2	創価学会の主張する「客観的証拠」	23頁
3	報恩社の主張する「客観的証拠」	27頁
4	第三文明の主張する「客観的証拠」	28頁
第6	原判決が「被告Wその他の者から取材等を含めて」相当性があると した点についての誤り	30頁
1	「その他の者から取材」（原判決・120頁）の相手方	30頁
2	僧侶Aについて	30頁
第7	各被控訴人取材担当者の取材姿勢における「相当性の欠如」	32頁
1	反対取材の欠如についての事実誤認	32頁
2	Hの行った「取材」についての相当性判断の誤り	32頁
3	木村の取材に関する相当性の欠如	35頁
4	H Kの取材について相当性の欠如	37頁

## 第1 相当性に関する原判決の誤りについての要約

1 (1) 控訴人らは、控訴理由書1で、被控訴人W(以下、Wという)の証言、供述等は全く信用できないものであることを明らかにした。

(2) そして、控訴人らは、控訴理由書1・第4,7項で「被控訴人らの真実性・相当性証明の不存在」を明らかにした(控訴理由書1,46頁以下)。

その内容を要約すると、Wの証言、供述等は、その重要な部分においてことごとく客観的事実と相違しており、その点を指摘されて嘘を曝かれると、その都度、明らかにされた事実に合わせて、前に述べた嘘と矛盾する新たな嘘を作り上げ、不自然なT複合わせを行うというものであり、全く信憑性がないというものである。

(3) そして更に、控訴理由書1で、控訴人らはWを除く各被控訴人が、控訴人らが盗聴に關与したとの記事を執筆、掲載するに際して、盗聴テープと控訴人らを結びつけるものは、Wの発言のみしかないと指摘した。結局、Wの発言内容が真実と異なるだけでなく、その発言内容自体が極めて不自然かつ不合理であることから、Wを除く各被控訴人は、執筆、掲載にあたって、その内容が真実であるか否かについて、相当な証拠の精査・検討を加え、さらには報道対象者である控訴人らと帝国リサーチに取材する等の行為は、当然、持つべき報道姿勢であった。

しかし、被控訴人らは、短絡的な思いこみや、情報源も明かせないような怪情報を鵜呑みにし、控訴人らの名誉を毀損する報道を流し続けたのである(甲1~甲21)。

(4) 以下には、上記控訴理由書1を補充し、原判決がWを除く各被控訴人において、真実と信じたことについて相当の理由があると判断した点が誤っていることを明らかにする。

2 (1) 原判決は、

「結局、本件全証拠によっても、本件盗聴が被告W独自の行為であったの

か、原告大草の指示によって行われたのかは、遂に確定し得ないというべきであり、被告Wが主張し、供述する事実、すなわち、本件各盗聴が原告大草の指示に基づくものであるとの事実が虚偽であったと断定することはできないのであるから、被告Wの上記主張、供述が原告らに対する不法行為を構成すると解することはできない」（原判決120頁）と認定判断している。

(2) 上記に引用した原判決の認定によっても、なお控訴人らが盗聴に関与した事実が証明されてはいないこと、即ちWの、控訴人らが盗聴に関与した旨の発言が、真実であるとは証明されなかったことは明らかである。従って、Wを除いたその余の各被控訴人について、違法性が阻却され、名誉毀損の成立を免れるためには、各被控訴人毎に、各々の執筆・掲載記事やその発言内容について、いずれも真実と信じたことに相当の理由があることを主張立証しなければならないのである。

(3) ところが原判決は、各被控訴人が控訴人らの名誉を毀損する記事を掲載した背景事情を全く顧みることなく、各被控訴人毎に各掲載記事を真実と信ずるについて相当な理由があったか否かの判断を何ら行うことすらしないまま、極めて安易に、Wの述べる内容について何の調査もすることなくタレ流し的に名誉棄損報道をなし続けた各被控訴人について、その名誉毀損報道の内容を真実であると信じたことについて相当性が認められる、との判断をしてしまっており、著しく杜撰な認定である（原判決・70～93頁）。

以下に述べる。

第2 本件各記事が掲載された背景からして、各記事には相当性が認められない

1 本件各記事の背景にある宗教対立

(1) 本件名誉毀損記事を掲載した各被控訴人のメディアは、被控訴人創価学会（以下、創価学会という）自体のメディア（聖教新聞及び創価新報）か、あ

るいは創価学会側に立った報道を目的とするメディア(第三文明及び地涌選集)である。

- (2) 他方、名誉毀損記事の内容は、記事掲載当時、創価学会との間で激しい対立関係にあった訴外日蓮正宗(以下、日蓮正宗という)や同宗総本山大石寺の塔中坊及び信徒団体が違法行為を行った、という内容である。

即ち創価学会は平成3年まで日蓮正宗の信徒団体であったところ、平成3年に日蓮正宗から破門処分を受け(甲76)、それ以降、日蓮正宗と創価学会は深刻な対立関係に陥った(甲156、157、乙口18、乙ホ86、乙ホ118)。

その結果、創価学会系列のメディアは、日蓮正宗や末寺、信徒団体のスキャンダルを取り上げ、連日に亘って大々的に日蓮正宗の関係者の中傷報道を行い続けたのである(甲129)。

- (3) こうした宗教対立を理解すれば、平成7年から8年当時に、創価学会に持ち込まれた「妙観講の盗聴疑惑」は、各被控訴人らにとって有無を言わずにとびつき、報道したい、との欲望に駆られる内容であったことは疑問の余地がない。被控訴人H(以下、Hという)自身、H訴訟で一審、高裁、最高裁の三度に亘ってHの請求が認容されなかったにも拘わらず、その事実が聖教新聞、創価新報に掲載されなかった理由を聞かれ、「創価新報は負けた報道はほとんどしていない」と述べ(H本人・48頁)、創価学会は真実と異なる報道を大々的に行った後、その報道が誤りであることが判明しても、従前の報道を訂正しない体質であることを認めている。

- (4) 創価学会関係者に持ち込まれる日蓮正宗関係のスキャンダル情報の中には、真実と捏造されたものが混在している、というのが実情であり、各被控訴人らは日蓮正宗関係のスキャンダル記事の中に疑わしいものが含まれているという実態は承知していたはずである。

そして、梅澤訴訟やH訴訟に見られるように、被控訴人らは、日蓮正宗関係のスキャンダル情報のうち、自己に有利なものでさえあれば、その真偽を慎重に検討したり吟味したりすることなく、大々的に報道するのである。他

方で、このようにして大々的に報道した記事が真実でないことが判明した場合であっても、そのような誤りを訂正せずに放置するという報道姿勢を貫き通しているのである（H本人・48頁）。

- (5) 各被控訴人は、梅澤訴訟・H訴訟について大々的に報道した記事が誤りであったことを訂正する体質ではなく、報道内容が真実であるか否かについて誠実な姿勢を持ってはいない（同・48頁）。

このような報道姿勢を持つ各被控訴人は、控訴人らが盗聴に関与したとする情報をWから入手した平成7年11月頃から、平成8年2月頃、Wの発言内容をほとんど鵜呑みにし、控訴人らに何ら取材をすることなく、大々的に報道したのである。

上記のような報道姿勢を持つ各被控訴人において、控訴人らの名誉を毀損する報道を行ない、それが間違いだと認識したとしても訂正報道などする意思がないことは明白であり、そこには、内容が真実であるか否かという問題よりも、控訴人らの名誉を毀損することさえできればよいという各被控訴人らの意志が窺われ、その内容を真実と信じるについて相当な理由などなかったのである。

## 2 控訴人らが盗聴に関与したとの情報それ自体の疑わしさ

- (1) Hによれば、平成7年11月頃に怪文書「勝ち鬨」（甲115）に控訴人らの盗聴疑惑が掲載され、それを見た訴外木村芳孝（以下、木村という）からWに取材に行くように命じられてWに連絡したが、その時のWの発言は盗聴を認めただけで終わり（H本人・39頁）、平成8年2月になってからWより詳細な説明を受けると共に、資料の交付を受けたというのである（H本人・48頁）。

そして、H及び木村によれば、Wの発言内容及びWから交付を受けた資料をもとにして、聖教新聞や創価新報で控訴人らの盗聴関与を大々的に報道した、というのである（H本人・44頁、木村本人・30頁）。

- (2) 木村はWについて、創価学会とは対立関係にある立場の人間であるため、その情報には注意深く警戒しなければならないと思ったと証言しつつも（木

村本人尋問・6頁),一連の盗聴疑惑に関しては,なんと主に盗聴テープを聞いただけで,控訴人らの関与を確信した(同・52~53頁)などと証言している。まず,この木村の供述はテープを聞いて控訴人らの盗聴関与を確信した、この点は明らかな虚偽である。録音内容に控訴人の関与をうかがわせるものは何もなく、木村は警戒しなければならない情報であることを承知で報道したことを自供しているに過ぎない。次に,そもそもW自身,元日蓮正宗理境坊の信徒で妙観講員であったところ,平成3年2月には戒告処分を受けて役職を解任され,平成3年5月1日より活動停止処分,平成4年2月25日には妙観講から除名され,控訴人らに対して深い恨みを持っていたことは明らかである(大草陳述,甲159,7~39頁)。

Hに至っては,Wが妙観講を除名になった年より半年後の平成4年7月21日,発信元として「聖教新聞社本社 広告」と印刷された「大草講頭 臨時の御失錯!？」と題された大草を誹謗するファクス怪文書(甲82)を作成し,送信したこと(H本人・32頁),さらに同年7月24日には,「流言飛語雑感」と題された大草を誹謗するファクス怪文書(甲85)を作成したことも認めて(同・32頁)おり,まるでWと呼応するかのごとく大草を中傷しているのである。

Wが控訴人らを意図的に中傷する発言をすることは,Hや木村は十分に承知していたはずである。

(3)これに加えてWは,妙観講を除名されて一年も経過しない平成5年1月19日に,控訴人らを中傷する文書を創価学会本部にファックス送信しており(甲128),このWが作成・送付した文書そのものが平成5年1月26日付・怪文書「地涌」に掲載された(甲132)。

そして,「地涌」は日蓮正宗,創価学会関係者に広く頒布された。Hは「地涌」に目を通していたことを認めている(H本人・6頁)。

こうしたことから,Hや創価学会は,平成5年1月にはWが,大草に敵対的な感情を抱いているのみならず,大草に対して虚実織り交ぜた中傷行為を繰り返し行っていたことを十分に知悉していたのである。

このように、平成5年1月頃には、Wは控訴人らと完全に敵対的な関係となっている(甲159, 48頁)。このことはHもH訴訟の本人尋問で、平成4年4月にWが除名になったことを知り、その時、Wは除名の理由を「大草氏との路線の対立だと言っていました。その結果、けんか別れをして飛び出したということでした」(乙八24・20頁)と供述し認めている。そしてWは、創価学会の側に控訴人らの中傷する情報を流し続けていたのであり(甲128)、被控訴人らはこうしたWの姿勢について、Hが盗聴を知った、平成7年11月よりも遙か以前より充分承知していたのである。

(4)そして、この時期(平成5年以降)から下記のような怪文書による控訴人らに対する中傷が始まった。

これら怪文書はその内容から、かつて妙観講に所属しており、その後、控訴人らに対して深い恨みを抱くに至ったWが作成されたものであると判断された。

それは、文中に妙観講講員の実名がフルネームで登場し、しかも漢字表記も完全に一致していることや、大草の卒業した高校や大学も実名で記載されていたこと等からである。

平成5年1月24日「激動の時代に思う」(甲108)

平成5年1月24日「生殖鬼・ホーデン大草の素顔」(甲109)

平成5年1月26日「オークサ真理教の七不思議 雑感本編4増刊号3合併号」(甲111)

そして、こうした文書の中には、聖教新聞社からFAX送信されたものも存在することから(甲111)、Wが情報を提供し、被控訴人らが作成に関与していたことと判断される。

(6)更に、それだけでなく、Wによれば控訴人らが盗聴に関与したのは、H宅盗聴については平成3年5月のことであり、梅澤宅盗聴については平成3年11月のことである、というのである(W陳述・甲142)。

他方、Wは上述したように、平成4年2月25日に妙観講から除名され(甲149)、平成5年1月頃から執拗な大草攻撃、妙観講攻撃を繰り返してい

るにも拘わらず、平成7年暮れに至るまで大草の女性問題等、盗聴と全く関係のない事柄で控訴人らの中傷し続けて来ていたのである。

仮に、Wが平成3年に本当に大草の指示で盗聴という違法行為に関わっていたとしたならば、Wは平成5年1月の時点で盗聴の問題を槍玉にあげていてもよさそうなものだが、Wはこれを平成7年末まで一切持ち出さなかった。この「盗聴関与」という話を、突如持ち出した時点で、Wの発言は極めて真実性の疑わしい、いかがわしい話であったし、各被控訴人はそのいかがわしさに気付いていたはずである。

各被控訴人らはこのような疑わしい話について何らの調査、検証をすることなく、大々的に報道したのであり、その報道姿勢に相当性等は見られない。  
(7)そして、こうした「盗聴関与」の情報の疑わしさは、Kが情報源として僧侶Aなる人物を登場させることによって一層露わなものになる。

Kによれば、

「あなたが陳述書等で述べられているAとの関係についてですが、あなたが述べられているAという人物は宗門でどういう地位にある人ですか。

宗門中枢の情報を伺うことのできる立場にある僧侶です。

Aからもたらされた情報として、重要なものとしてはどのようなものがありますか。

いくつかありますけれども、平成2年初頭に開創700年、すなわち大石寺が開かれて700年の年が平成2年ですが、その年にそれを期して創価学会を破門するという情報をAより得ました。」(K本人尋問・3頁)

というのである。Kによれば、平成2年以降平成7年12月に至るまで僧侶Aから情報が入って来ていたことになる。しかし、仮に僧侶Aが実在するのであれば、平成3年に行われたはずの盗聴行為について、平成7年12月に至るまでの間、Kのもとに僧侶Aから何の情報ももたらされていなかったことは奇妙な話である。

要するに、現実には「僧侶A」などは実在しないのである。Kが「控訴人らの盗聴関与」との情報を得た時期は、平成7年12月である、とのことであり、この時期はHがWから「控訴人らの盗聴関与」との話聞き、資料の交付を受けたとする時期と、ほぼ一致している（Hが「勝ち鬨」 甲115に大草の盗聴疑惑が報道され、それをWに確認したのが平成7年11月頃。この時、Wは盗聴を認めつつも盗聴資料は交付してはくれなかった。Wから盗聴資料の交付を受けたのが平成8年2月 H本人・39及び48頁）。真実は、KはW及びHから「盗聴関与」との情報を得たはずである。Kは、こうした情報の疑わしさを承知していたから、僧侶Aなどという架空の人物を登場させたものと解される。このこと自体、Kが報道内容に相当性の欠けている事を承知していたことを示している。

(8) このように、Wを除く各被控訴人には、Wの発言を鵜呑みにしてそのまま報道した点において相当性がないことは明らかである。

しかも、各被控訴人はW発言を鵜呑みにする以外に何らの裏付け取材もしていない（H本人・52～54頁、木村本人・50頁、HK本人・18頁、K本人・31頁）。

以下には、原判決のいう「客観的資料・証拠」は何ら相当性を裏付けるものではないこと、及び各被控訴人らがW以外の何の情報も得ることなく大々的に名誉毀損をなした点について述べる。

3(1) 原審に提出されている証拠中、妙観講が盗聴に関与した可能性を示すものは、Wの発言のみである。

確かに、梅澤宅、宣徳寺、H宅等を盗聴したとされる録音テープは存在はしているが、これらテープは何者かが各々の電話の会話を録音したことを示す証拠にしかすぎない。そしてこれら録音テープと妙観講とを関連づけるものはWの発言以外には存在しない。

しかし上述のように、Wは既に平成4年2月25日を以って妙観講を除名され（甲149）、大草及び妙観講に対して深い恨みを抱いていたうえに、平成5年以降大草に対する激しい中傷を行っていたこと、にも拘らず、

平成7年暮れまでWの口から盗聴関与の発言など一切出ていなかったこと等、Wの発言内容はそれ自体から、既に極めて疑わしいものであった。

(2) 他方で、Wが被控訴人らに交付したという、録音テープは、盗聴被害者が日蓮正宗中枢の高僧であったり(控訴理由書1・21頁)、梅澤十四夫・H等、盗聴などしても全く意味のない相手方だったり等、むしろ妙観講は盗聴と関係しないことを推察させるものである。(甲160, 116~124頁)

盗聴テープに録音されている内容もまた、妙観講が盗聴したことを窺わせるような内容は、認められず、テープを聞いたからといって「妙観講が盗聴した」と判断するのに相当な内容など何もないのである。

(5) しかし、各被控訴人はこれら、W発言の疑わしさを示す諸事実を知っていながら、W発言を鵜呑みにし、大草らの名誉を毀損する記事を掲載し続けた(甲1~甲21)。

こうした各被控訴人の報道姿勢は、創価学会にとって有利な内容であれば、その真偽を確認することなく大々的に報道したい、との各被控訴人の意向が強く反映している。

こうした事実はHの本人尋問における

「(聖教新聞や創価新報は)敗訴した場合は、報道してない」(H本人・48頁)

という供述に明確に表われている。

又、いずれの各被控訴人も大草外妙観講関係者はおろか、帝国リサーチ等関係者に対しても一切何らの裏付け取材をしていない(H本人・52~54頁、木村本人・50頁、HK本人・18頁、K本人・31頁)。こうした被控訴人らの取材姿勢にも、報道に際して、真実であるか否かを検討する必要などないという、被控訴人らの姿勢が明確に表われている。

以下に、梅澤訴訟中で被害にあったとされる宣徳寺・妙泉坊及びH訴訟中で被害にあったとされるH宅について、妙観講が盗聴を行ったとの判断がいかにか相当性に欠けるものであるかを明らかにしておく。

#### 4 宣徳寺・妙泉坊関係のW発言についての相当性の欠如

(1) 原審に「盗聴テープ」として提出されたテープは、日蓮正宗渉外部長秋元広学師が住職を務める宣徳寺を盗聴したとされるテープである(乙二10の1～16の1)。又、Wによれば、Wと帝国リサーチの訴外T(以下、Tという)は、日蓮正宗総本山大石寺主任理事八木信瑩師が住職を務める妙泉坊を盗聴しようとしたとのことであり、その動機は妙観講の指示によるというのである(甲142, 179～186頁)。

(2) そして原判決は、創価学会との対立において、創価学会が日蓮正宗側にC作戦があったと判断したものと認定し(原判決・64頁)、Hが、平成4年4月下旬にWに対して、八木、秋元の2人の高僧が、創価学会側のスパイであると述べたことにより、妙観講が八木、秋元を盗聴したと信じたことに相当の理由があったと認定する(同・119～120頁)

しかし、上記のいずれの事情も、妙観講が盗聴に関与したことを信ずるに相当の理由とはなり得ない。

(3) 原判決は、日蓮正宗側にC作戦があったか否かと、妙観講の盗聴関与を強引に結びつけようとしている。しかし、C作戦が日蓮正宗側にあったか否かと、妙観講が盗聴に関与したか否かはまったく何の関係もない。原判決はまったく何の関係もない事柄を強引に関係があり、相当性があるかのように装っているにすぎない。

(4) Hは、創価学会員であるうえに、創価学会専従職員であり聖教新聞社の職員である。このような、創価学会におけるHの立場からすれば、日蓮正宗内に創価学会のスパイがいるか否か、いるとすれば誰であるか知っている可能性はあるかもしれない。

しかし、平成3年5月時点では、Wは懲戒処分中であるとはいえ、依然として妙観講員であり、日蓮正宗側の人間であったのである。Hが敵方であるWに、創価学会から日蓮正宗へ潜り込ませたスパイを教えることは、敵方である日蓮正宗に対して、秘匿しておくべき貴重な情報源を教えてしまうことなのであって、あり得ないことである。

(5)そもそも、控訴人らは日蓮正宗の高僧を盗聴する動機などなく、被控訴人らの報道には相当性などないのである。(控訴理由書1・21頁)

#### 5 H宅盗聴関係についての相当性の欠如

(1)まず、H宅盗聴テープの反訳書(甲96の2～104の2)について、これを一読すれば、Wや帝国リサーチで反訳できる内容でないことは容易に判読しうる。むしろ反訳者はH本人の身近に詳しく、かつ、創価学会の内実にも詳しい人物であることが判明する(控訴理由書(2)「H訴訟盗聴テープの反訳文の問題点について」に詳述)。

こうした事実を考慮すれば、妙観講が盗聴に関与したとのW発言を容易に信じ込むことはありえない。各被控訴人は、控訴人らが盗聴に関与したという、自らにとって好ましいうえに、内容において極めて怪しげな話について、その真偽を確かめることなく、大々的に報道したのであることがわかる。

(2)次に、妙観講が関係するメディアで盗聴の結果を使用した跡は一切、見受けられない。

加えて妙観の記事には盗聴していれば気づいたはずの、中野毅と中野富美雄を混同するという誤りが何ら是正されることなく報道されている(甲156)。

こうしたことから、妙観講が盗聴に関与したとのW発言を信ずること自体、到底考えられない。そればかりか、盗聴テープという客観的資料の内容はそれ自体むしろ妙観講が盗聴になど関与していないことを強く推察させる証拠である(控訴理由書(1)「平成3年5月号『妙観』等」・40頁)。

第3 Wを除く各被控訴人には、W発言を除いて控訴人と盗聴を結びつける根拠がない。

#### 1 原判決の誤り

(1)原判決はWを除く、被控訴人らについて

「被告第三文明社、被告創価学会、被告報恩社、被告Hによる各記事の執筆又は掲載等の当時、原告らが上記盗聴に関与したと疑われるのはやむを得

ない客観的資料が揃っており、被告Wその他の者からの取材等を含めて、上記疑いを補強する資料が相当数あったことからすると、上記各被告が原告らが盗聴に関与していると信じて各記事を執筆又は掲載等した行為は、真実と信ずるにつき相当な理由に基づくものというべきであり、違法性を欠くと解するのが相当である。」（原判決120頁）

と認定判断し、被控訴人らについて名誉毀損の成立を否定している。

しかしWを除く各被控訴人について、いずれの被控訴人にも各々の報道内容が真実であると信ずるについて相当の理由はなく、各被控訴人について名誉毀損が成立することは免れない。

（2）まず、原判決は

「各記事の執筆又は掲載等の当時、原告らが上記盗聴に関与したと疑われるのはやむを得ない客観的資料が揃っており」

と認定している。

しかし、いずれの被控訴人についても「各記事の執筆又は掲載等の当時」控訴人らが盗聴に関与していたと疑われるような客観的資料は何一つ把握してはいなかった。

各被控訴人が把握していた客観的資料は梅澤十四夫や宣徳寺の盗聴テープや反訳書（乙ニ17の1、18の1、乙ホ5の1、6の1、乙ニ17の1、18の2、乙ホ94、95、乙ニ10の1～16の1、乙ニ10の2～16の2、乙ハ32、乙ホ7の1）、あるいは帝国リサーチがW宛に作成したとされる請求書等（甲144～147）、いずれもWが盗聴に関与したと疑われる客観的資料でしかない。

記事執筆、掲載時に控訴人と盗聴を関連付ける証拠は何一つ存在せず原判決は誤りである（この点について、別途、第4・第5、で述べることとする）。

（3）更に、原判決は

「被告Wその他の者からの取材等を含めて上記疑いを補強する資料が相当数あった」

として各被控訴人には相当性があった旨認定判断する。

しかし、「その他の者からの取材等」の情報の出所は、僧侶Aの存在を主張するK以外は、全てW一人に帰するものである。又、「相当数あった」とされる補強資料の出所も、同様にW一人に帰するものである。（この点については、後述第6で述べることとする）。

(4)そしてWの供述、陳述はその骨格部分において、順次その都度矛盾変遷を重ねており、再三に亘って自ら過去の供述、陳述が嘘であったことを明らかにしているのであって、全く信憑性がない(控訴理由書(1)・8～10頁)。以上の次第で、各被控訴人には真実と信ずるについて相当の理由など一切ない。

2 各被控訴人が交付を受けたとする「客観的資料」についての原判決の杜撰な誤り

(1)Hについて、原判決はHの主張につき、

「被告Hは、平成8年2月12日ころ、もと日蓮正宗の僧侶から、日蓮正宗内に当時出回っていた宣徳寺の電話の盗聴テープと解説文を手に入れて取材を始め」

「同月、被告Wから、宣徳寺、梅澤宅の電話の盗聴テープ等、様々な資料の交付を受け」(原判決・28頁)

と事実整理を行い、

(2)創価学会について

「本件創価新報記事、本件聖教新聞等記事の取材、編集を担当した聖教新聞社新聞編集局特別企画室室長木村芳孝は、平成8年2月ころ、被告Hから、被告Hが被告Wから入手した梅澤宅の電話盗聴の内容を録音したテープ等の資料の交付を受け」(原判決・29頁ないし30頁)、

(3)被控訴人報恩社(以下、報恩社という)について

「被告報恩社を経営するKは、昭和58年頃から貴重な情報の提供者であった日蓮正宗僧侶『A』から、平成7年12月、原告らが梅澤宅等の盗聴をした旨知らされ、梅澤宅等の電話盗聴の内容を録音したテープや関係資料の交付を受けた」(原判決・31頁)

(4) 被控訴人第三文明社(以下、第三文明という)について

「平成8年2月ころ、被告第三文明社の当時の編集長Mは、日蓮正宗の事情に詳しく、それ以前から被告第三文明社に多数の情報を提供していたKに対し、原告らが行った盗聴についての詳細を取材し、Kから、信頼できる日蓮正宗の僧侶から入手したという梅澤宅等の盗聴の内容を録音したテープやその関係資料の交付を受けた。」(原判決・32頁)

として、各被控訴人の主張中、各被控訴人が、控訴人が盗聴に関与したと判断するに際して交付を受けた「客観的資料」を羅列している。

(5) 原判決は、上記引用部分で「客観的資料」について「電話の盗聴テープ等さまざまな資料」といった極めて概括的であいまいな主張の整理の仕方をしている。

このような原判決の主張整理の仕方から、原判決は、各々の被控訴人が交付を受けたと主張する「客観的資料」の具体的な内容が「電話の盗聴テープ」以外に具体的に何であったのか、わざわざ判然としないようにしようとしているものと解される。又、原判決の上記主張整理から、各控訴人が交付を受けたとする「客観的資料」が同一のものであったのか、各々に差異があったのか、又、差異があったとするとどのような差異があったのかをも、わざわざ判然としないようにしているものと言える。

(6) 他方で原判決は、このような概括的かつあいまいな「客観的資料」の存在を以って、各被控訴人に真実と信ずるにつき相当の理由があったとの認定をする根拠としている。

しかし、真実と信ずるにつき相当の理由があったか否かの判断は、各被控訴人毎に、どのような「客観的資料」に基づいて報道したかを判断したうえでなされるべきものであるはずである。そして、その際各々の被控訴人がいつ、どのような「客観的資料」を受領して、その「客観的資料」の個々の上から、W発言の真実性についてどのように判断したのかは、各被控訴人毎に交付を受けた「客観的資料」を特定し、その「客観的資料」との対応において判断しなければならないはずのものである。

原判決が、各被控訴人の各々が交付を受けた資料を特定することなく「盗聴テープ等」「様々の資料」との、あいまいかつ、いい加減な表現で誤魔化し、相当性があるとの判断の根拠としている点は、予め「相当性がある」との結論を決めておき、これに対応するような「客観的証拠」を特定すること無く理由付けとして用いるという、杜撰な判決であるとの非難を免れない。

### 3 原判決が相当性判断の根拠とした「客観的証拠」の牽強付会さ

(1) 原判決は、その32頁以下で、各盗聴被害者毎に帝国リサーチによる盗聴とその「客観的証拠」を順次羅列して認定している。

この「客観的証拠」は、以下に見るように、帝国リサーチがWの依頼で盗聴をしたことの客観的証拠であるにすぎない。以下の「客観的証拠」の羅列によっても何ら控訴人と盗聴の関連性は見出されない。原判決は専らWと帝国リサーチとの関わりについての「客観的証拠」を羅列しているにすぎず、あたかもこれら「客観的証拠」が、控訴人が盗聴に関与していた「客観的証拠」であるかのように詭弁を弄し、証拠による証明対象をすり替えているのに他ならない。

(2) それだけでなく、原判決は、いたずらに原審に提出された「客観的証拠」を羅列しており、各々の被控訴人がどの「客観的証拠」を入手し、どの「客観的証拠」によって判断を下したのかを認定しておらず、この点を明らかにしていない。

その結果、原判決の認定は、Wを除く各被控訴人全員が、原判決に提出された全ての「客観的証拠」を根拠として、かつ、各被控訴人がそれら「客観的証拠」のうち、後日入手したはずのものまで全てを含めて控訴人らが盗聴に関与したものと判断を下したかのような錯覚を与えるものである。原判決は、W以外の各被控訴人が、提出された全ての「客観的証拠」を入手していたかのように認定し、偏った結論を導き出しているのである。

(3) 以下には、原判決が被害者毎に「客観的証拠」として報道した部分を取り上げてその誤りを指摘し(第4)、続いて各被控訴人毎にどのような「客観的証拠」を認定すべきであったのかについて論ずることとする(後述第5)。

#### 第4 各被害者毎の相当性判断についての「客観的証拠」

##### (1) 宣徳寺盗聴事件についての客観的証拠

原判決は、宣徳寺の盗聴について

- 「 帝国リサーチが盗聴した宣徳寺の電話盗聴テープとその反訳文(乙二第10ないし第16号証の各1,2,乙八第32号証,乙ホ第7号証の1) 帝国リサーチが発行した被告W宛の請求金額『241万6290円』の平成3年12月9日付請求書(「本件請求書2」。乙口第2号証,乙八第10号証,乙ホ第1号証の2) 帝国リサーチが発行した被告W宛の請求金額『109万3509円』の平成3年12月9日付請求書(「本件請求書3」。乙二第39号証の1) 帝国リサーチの平成3年4月1日現在の『特殊調査の料金・報酬』表(乙口第6号証,乙八第13号証,乙ホ第4号証の2) 帝国リサーチ作成の『予想経費単価表』(乙口第7号証,乙八第10号証の4枚目,乙ホ第4号証の3)」

を客観的証拠としている(原判決38頁ないし41頁)。

##### (2) 梅澤宅盗聴事件に関する客観的証拠

又原判決は、梅澤宅盗聴について、

- 「 帝国リサーチが盗聴した梅澤方の電話盗聴テープ(乙二第17号証の1,同第18号証の1,乙ホ第5号証の1,同第6号証の1) 帝国リサーチが盗聴した梅澤方の平成3年12月23日録音とされる盗聴テープ,平成3年12月25日録音とされる盗聴テープ反訳文(乙二第17号証の2,同第18号証の2,乙ホ第94,第95号証) 帝国リサーチが発行した宛名の記載のない請求金額『235万4580円』の平成3年12月9日付請求書(「本件請求書1」。乙口第1号証,乙八第9号証,乙二第39号証の4,乙ホ第1号証の1) 帝国リサーチから被告W宛のFAX送信書(乙二第39号証の2)本件請求書1と本件請求書3の送り状である。

帝国リサーチ『塩谷』作成名義の被告W宛の平成4年1月22日送信のファクシミリ文書（「本件FAX文書」。乙口第3号証，乙八第8号証，乙ホ第2号証）

帝国リサーチ作成の手書の調査報告書（乙口第4号証，乙ホ第3号証）  
証人Fは，同人が書いたことを認めている。

帝国リサーチ作成の印刷された平成3年12月13日付調査報告書（乙口第5号証，乙八第145号証，乙ホ第4号証の1）

帝国リサーチが発行した被告W宛の平成4年1月20日付請求書（「本件請求書4」。乙八第11号証，乙二第39号証の5）」（原判決42頁ないし47頁）

を列挙している。

（3）以上の原判決の列挙する「客観的証拠」は，既に述べたように（15頁）いずれも控訴人らと盗聴の関連性を裏付けるものではない。

むしろ，上記各「客観的証拠」のうちには，同じ日付の請求書が3通りも作成されているのに各々の金額がいずれも異なったり（控訴理由書（1）・25頁），各請求書記載の金額が現実に帝国リサーチに振り込まれている金額と合致していないこと等，互いに整合性がないものであり，客観的証拠としての証拠価値自体が極めて低い。加えてこれらの「客観的証拠」は，帝国リサーチとWとの関連性を裏付ける以外に何の意味も持たない。

（4）なお，原判決は乙二39の2のファックスの宛先が「本山」と記載されていることを以って，控訴人らと盗聴との関係があるかのような認定をしているが（原判決・112頁），的外れも甚だしい。

そもそも盗聴という違法行為を依頼するに際して，依頼者の使い走りであるという窓口係が，依頼先の業者に対して簡単に真実の依頼者の名を述べる等は到底考えられない。

更に，W自身，訴外桑原年弘に対して

「猥下関係ないですよ」

と明言しており（甲26の2・3頁），日蓮正宗や大石寺が盗聴と無関係で

あることを自ら認めてしまっている。

こうしたことから、以上の「客観的証拠」は控訴人と盗聴の関係を結びつけるものでは何らない（控訴理由書（１）・２０～２２頁）

（５）H宅盗聴事件に関する客観的証拠

原判決H宅盗聴事件に関する「客観的証拠」として、

- 「 帝国リサーチが盗聴したH宅の盗聴テープ反訳文（乙八第1号証）
  - 帝国リサーチが盗聴したH宅の盗聴テープ反訳文（乙八第2号証）
  - 帝国リサーチが盗聴したH宅の盗聴テープ反訳文（乙八第3号証）
  - 帝国リサーチが盗聴したH宅の盗聴テープ反訳文（乙八第4号証）
  - 帝国リサーチ作成の平成3年5月25日付被告W宛『請求書』（乙八第5号証）
  - 平成3年5月号『妙観』（乙八第84号証）
  - 妙観講理事会から創価学会池田大作名誉会長に対する質問状（乙八第39号証、乙八第88号証。平成3年7月22日付「妙観」）」
- を挙げている（原判決46頁ないし49頁）。

しかし、原判決が挙げる ないし の「客観的証拠」は何者かがH宅を盗聴して反訳文を作成した、との事実を立証する「客観的証拠」であるにすぎないし、 の事實は帝国リサーチとWとの間に関係があったことの「客観的証拠」であるにすぎず、控訴人とH宅盗聴を関連付ける「客観的証拠」では一切ない。

（６）そして、むしろ ないし の各反訳文については、逆に妙観講がH宅の盗聴と何の関係もないことを立証する証拠である。

その第一の理由は、 ないし のH宅盗聴テープの反訳書は、創価学会の内情に詳しく、かつH宅の身近な人物でなければ到底なし得ない内容（すなわち控訴人ではなし得ない内容）を含んでいるからである。

その第二の理由は、W自身、当初盗聴の翌日か翌々日に自ら反訳書を作成したものと述べていながら、その後、Wには上記反訳書を作成できないことを尋問で明らかにされると、突如、反訳者は誰か「わかりません」と述べは

じめ、その後反訳の時期は平成3年5月ではなく、H訴訟が提起される少し前だったと供述を変転させるに至っているからである。(控訴理由書(2)・「第4 H訴訟盗聴テープの反訳文の問題点について」において詳述)

このようにWの供述は全く信用できないものであり、Wの供述を以ってしても控訴人らと盗聴行為は何ら関係がないことは明らかである。

(7)そして、更に問題となるのは、原判決が の各妙観の記事が控訴人と盗聴を関連付ける「客観的証拠」であり、この「客観的証拠」を以って各被控訴人らに真実と信ずるにつき相当の理由があったとの認定をなした根拠である、としている点である。

そもそも、 の妙観の各記事は、控訴人らが盗聴に関与していれば犯すはずのない誤りを含んでいる。いずれの記事においても、「妙観」は創価大学助教授中野毅と創価学会第一庶務中野富美雄を取り違えるという誤りを犯しており、このような誤りは控訴人らが盗聴に関与していれば犯すはずのない誤りである(控訴理由書(1)・40～46頁)。

更に、原判決が の各妙観記事を相当性判断の基礎とすることは、根本的な誤りを含んでいる。原判決が各被控訴人毎に交付を受けた「客観的資料」を明らかにしていない点は、先に指摘した。そして、そもそもいずれの各被控訴人とも、各名誉毀損記事の掲載時に妙観記事を検討・吟味し、その内容からH宅盗聴の犯人が控訴人だと信じた、などと言う主張はしていないし、そのような立証もしていないのである。

## 第5 各被控訴人毎の相当性判断についての「客観的証拠」

### 1 原判決が各被控訴人毎に認定すべきであった客観的証拠

(1) 上述のように(15～17頁)、各被控訴人毎に、記事執筆掲載時における「客観的証拠」を検討し、相当性の有無を判断しなければならないのに、原判決はこれを行っておらず、原判決には理由不備の違法がある。

(2) 以下に各被控訴人毎に記事執筆掲載時に入手していた「客観的証拠」と、その入手の時期を列挙し検討するが、こうした検討の結果、各被控訴人が入

手していた資料のほとんどは共通していること、こうした「客観的証拠」の出所が、Kの主張する僧侶A（仮に実在するとしても）を含めて、全てW一人であることから、各被控訴人らはWのみが出所である資料を相互に譲渡しあっていたにすぎないことが露わになるにすぎない。

## 2 創価学会の主張する「客観的証拠」

### (1) 梅澤訴訟に関する「客観的証拠」

創価学会は、WからHへ交付されたものとして、以下のように主張している。

「(1) 本件各盗聴については、まず、平成8年2月にWからHが受領した下記裏付資料が存在する。

(ア) 梅澤十四夫宅の盗聴テープ2本(乙二17, 18の各1)

(イ) 秋元広学渉外部長・宣徳寺の盗聴テープ7本(乙二10～16の各1)

(ウ) 帝国リサーチの領収書(乙八6)

(エ) 塩谷恵美子からのFAX送信書(乙八8)

(オ) 帝国リサーチの請求書3通(乙八9～11)

(カ) 帝国リサーチの特殊調査の料金表2通(乙八12, 13)

(キ) 帝国リサーチの調査報告書(乙八14)

(ク) 帝国リサーチ従業員T作成の文書(乙八15)」(以下に「創価学会・梅澤資料」という)

「それに続けて、平成8年11月頃にWからHに渡された

(ケ) 顕正会・加藤礼子女子部長宅の盗聴テープ3本(乙八19～21の各1)

(コ) 帝国リサーチの領収証(乙二1)

が存する。」(以下に「創価学会・顕正会資料」という)

(原審 創価学会準備書面(11)平成17年10月6日)

「さらに、平成8年2月にHがWから受け取った資料は、上記の他に、

「梅澤十四夫に関する内偵調査」との手書きの書類(乙二32)

H Mに関する帝国データバンクの調査報告書（乙二33）

「調査報告書」と題する手書きの書類（乙二34）

創価学会と右翼団体との関係に関する資料・ライベックス株式会社と創価学会との関係に関する資料・創価学会のルノール絵画取引に関する資料・池田名誉会長の家族関係に関する資料が一つに綴じられている『参考資料G』と題する書類（乙二35の1～10）

などがあった。」（以下に「創価学会・梅澤追加資料」という）

（原審 平成17年10月6日付 創価学会準備書面（11））

しかし、上記のうち については梅澤訴訟，H訴訟を通じて証拠として提出されておらず，本件訴訟の原審になって突如として提出された資料である。もし本当に創価学会及びHにおいて，上記 を平成8年2月に受領し，上記 によってWの発言が真実であると信じたのであれば，H訴訟で重要な証拠であるとして提出していたはずである（控訴理由書（2）・「第1大石寺付近の右翼調査報告書等について」に詳述）。

W，Hが梅澤訴訟，H訴訟で上記 を提出していなかった事実は，創価学会が を証拠としてWの話が真実であると判断したのではないことを示しているのである。つまりW，H，創価学会ともに は，盗聴に関連する証拠などではなく，だからこそH自身が書いたと認める（H本人・44頁・53頁，木村本人・64頁）「創価新報」（甲5，8，10，11）には， のことは一切，記載されておらず，まったく反映されていない。

即ち，こうした事実は，H自身，上記 によってW発言が真実であると信じたのではないこと，即ち の資料は創価学会とHについて相当性判断の根拠ではないことを自ら示しているのである。

は本件訴訟の原審になって突如出てきた証拠であり，創価学会は， を執筆・掲載内容が真実であることを基礎づけるものと考えていなかった。創価学会は， があることによって各記事を執筆・掲載したのではないのだから，そもそも相当性判断の資料としてはならないものである。

原判決が上記 を相当性判断の根拠として採用したのであれば（この点

があいまいであること自体，原判決の誤りなのであるが），原判決の認定は事実誤認である。

そして，木村も又，平成 8 年 2 月に W に取材に赴いた H より，  
領収書（乙八 6，乙八 8 ないし乙八 1 5），宣徳寺・梅澤宅の盗聴テープ（乙二 1 0 から 1 6，乙二 1 7，1 8），「梅沢十四夫に関する内偵調査」（乙二 3 2 ないし乙二 3 5）及び戸籍謄本写し（乙二 4 6 ないし乙二 5 0）を受け取ったと証言した（木村本人尋問・7 頁）。

しかしながら，前述したように，木村が命じて H が書いたと認めている「創価新報」（甲 5，9，1 0，1 1）には， の大石寺の右翼関係資料の件は全く反映されていないのである。このことからすれば，創価学会と同様に，上記 の資料は，そもそも本件記事掲載時に W 発言を真実と信ずる根拠などではなかったのである。

こうした誤りを指摘する以前に，H，木村，創価学会が口を揃えて平成 8 年 2 月に W より交付を受けたと主張する，宣徳寺盗聴，梅沢宅盗聴の資料がある。しかし，これを平成 8 年 2 月に交付されたという主張が果たして真実なのか，どうか，甚だしく疑問である。

確かに，H は本件訴訟の本人尋問で平成 8 年 2 月に W より交付され，これを元に自らが創価新報（甲 5，9，1 0，1 1）を執筆したと認めている（H 本人・4 4 頁・5 3 頁）し，木村も同じ趣旨の事実を認めているところである（木村本人・6 4 頁）。しかしながら，別件 H 訴訟での本人尋問で H は，秋元渉外部長を妙観講が盗聴していたという事実を，どうやって知ったのかと尋問され，これにつき H は「創価新報を見て知りました」（乙八 2 4・3 4 頁）と供述している。すなわち、本件訴訟の H の供述と別件 H 訴訟 H の供述とは明らかに矛盾しているから，少なくとも二つの供述のうちのいずれかは嘘である。

仮に，H 自らが創価新報の記事を執筆したのであれば，「創価新報を

見て知りました」(同)などという供述には絶対にならないはずである。Hが平成8年2月にWより資料交付を受けたと主張し、創価学会も同様の主張をしているのであるから、Hの矛盾は、そのまま創価学会の矛盾に他ならない。すなわち、Hや創価学会が、平成8年2月にWから盗聴資料を交付されたとする主張は、本件訴訟における控訴人らからの追及をかわすために作出した捏造である可能性が高い。従って、H、木村が相当性の根拠と主張することすら、立証されていない。

このように、被控訴人らにおいて、信じるに足りる相当性など存在しないとすべきである。

(2) H訴訟に関する客観的資料

次に創価学会は、H宅盗聴事件についてWからHへ交付された客観的資料として

「さらに、平成11年10月21日に行われた梅澤宅盗聴裁判におけるWの尋問で明らかにされたH宅盗聴に関し、Hが梅澤側 代理人から入手した

(サ) H宅の盗聴テープ9本

(シ) 同反訳書(乙八1～4など)

(ス) 帝国リサーチの請求書(乙八5)

が存する。」

と主張し(原審 平成17年10月6日 創価学会準備書面(11))、更に、Hから木村へ交付された資料として

「(1) 梅澤が原告らに対して提起した梅澤宅盗聴裁判の中で、平成11年10月21日に行われたWに対する尋問において、H宅も盗聴されていた事実が初めて明らかにされた。

Hは、自らの自宅が盗聴されていたことにショックを受け、平成11年12月にWらを相手に訴訟を提起し、創価学会としても、聖教新聞(甲14)と創価新報(甲13)において、その裁判の報道を行ったが、これらのH宅盗聴についての記事を執筆したのは、木村である。

(2) これらの記事は、それまでの取材結果を踏まえ、木村がHや同人の代理人弁護士に確認取材をしたうえで執筆したものである。

H宅の盗聴録音テープ(反訳書・乙八1～4等)とそれに関する帝国リサーチの請求書(乙八5)は、訴訟提起の前に、Hの代理人となった福島啓充弁護士が梅澤側から入手したものを受け取った。」(同上)と主張している。結局、Hと木村は梅澤訴訟における梅澤側代理人から入手したテープのみを客観的資料とし、このテープと法廷でのWの供述のみを根拠として、控訴人らがH宅盗聴事件に関与したものと安易に決めつけ、その旨を大々的に報道したものと主張しているのである。

創価学会はH宅盗聴事件についても、専らWの発言のみを根拠としているのみならず、Wからさえも、裏付け取材を行うことなく報道をなしたことを自ら明らかにしているものである。

### 3 報恩社の主張する客観的資料

#### 梅澤訴訟に関する客観的資料

#### 報恩社は、梅澤宅盗聴事件について

「ア 平成7年12月、Kは、日蓮正宗僧侶(以下、「A」という)から、平成3年12月9日付け帝国リサーチの請求書2通、平成4年1月22日付け帝国リサーチ塩谷からW宛のファックスにて送付の文書、『梅沢十四夫に関する内偵調査』と題する書面、平成3年12月13日付け、梅沢に関する帝国リサーチ作成に係る『特殊実態調査報告書』と題する書面、帝国リサーチ作成に係る『特殊調査の料金・報酬』、『予想経費単価表』と題する書面、梅沢宅電話盗聴テープ、宣徳寺電話盗聴テープを手渡され、本件各電話盗聴について、情報提供を受けた。」

と主張している(原審 報恩社準備書面(1)平成15年4月30日)。

そして、こうした資料の入手経過や時期についてKは

「本件の電話盗聴の情報提供についてですが、本件の電話盗聴の情報を提供してくれたのもAなわけですね。

はい、そうです。

その提供を受けたのはいつですか。

平成7年の12月です。

乙ホ第1号証の1ないし乙ホ第7号証（請求書写しほか）を示す  
これらがAから提供を受けた資料及びテープの類ですか。

はい、そうです。」（K本人尋問・8頁）

と述べている。上記報恩社の主張・立証により判明する事実は、Kが平成7年12月に入手した資料は、HがWから入手した創価学会・梅澤資料（本書面20頁に記載した資料）の一部分と同じであって、結局は盗聴犯であるWを出所としてしか入手することが出来ないものである、ということである。

加えて、こうした資料は何ら控訴人と盗聴を結びつけるようなものではない。

また、仮に「A」が実在するとすれば、Kは、「A」が平成3年に行われたはずの盗聴に関する情報を、平成7年12月になってはじめて知り得たことに、疑問を持ったはずである。にも拘らず、Kは資料の流出元であるはずのWから取材する以外、何ら事実確認も行ってはいない。W一人に取材したところで何ら控訴人らの盗聴関与の有無についての真実性を確認したことにはならないのである。

#### 4 第三文明の主張する客観的資料

##### （1）梅澤訴訟に関する客観的資料

第三文明の主張は、

「そのような中、平成8年2月頃、宗門関係の情報に詳しく被告第三文明社にこれまでも様々な情報提供をしてくれていた被告報恩社の代表者・K芳典に電話取材をした（Kはかつて『第三文明』編集部に所属していたことがあるほか、被告第三文明社からKの著作を出版したこともあり、さらにKの記事を雑誌『第三文明』に掲載したこともあるなど、一定の協力関係にあった。乙ホ26参照）。

その結果、被告第三文明社は、Kが妙観講の盗聴事件について非常に詳しい情報とともに盗聴が行われた具体的根拠・資料を持っていることが分

かったので、実際に被告報恩社の事務所に赴き、直接、Kから詳しい話を聞き（このときにKが被告第三文明社に対して提供した情報の内容は、概ね、被告報恩社の準備書面（1）に記載された内容のとおりである）、さらに、同事件に関連する資料の提供を受けた」（第三文明準備書面（7）平成17年2月25日）

とするものであり、更に、

「被告第三文明社の当時の編集長であったMは、平成8年2月頃、宗門関係の情報に詳しく被告第三文明社にこれまでも様々な情報提供をしてきていた被告報恩社の代表者・Kに電話取材をした。

Kはかつて『第三文明』編集部に所属していたことがあるほか、被告第三文明社からKの著作を出版したこともあり、さらにKの記事を雑誌『第三文明』に掲載したこともあるなど、一定の協力関係にあった（HK調書2～3頁、HK陳述書7～8頁、乙口38～42、乙ホ26参照）。

その結果、Mは、Kが妙観講の盗聴事件について非常に詳しい情報とともに盗聴が行われた具体的根拠・資料を持っていることが分かったので、実際に被告報恩社の事務所に赴き、直接、Kから詳しい話を聞いた（HK調書5頁、HK陳述書7～8頁。このときにKがMに対し提供した情報の内容は、概ね、被告報恩社の準備書面（1）に記載された内容のとおりである）。」

とするものである。

かかる報恩社の主張は、Kの下記の供述と一致する。

「第三文明にも提供しましたね。

はい、第三文明社にも同様な趣旨のものを提供しました。

それはいつ誰に提供したんですか。

これは編集長のMさんです。

いつ頃ですか。

慧妙2月1日が出た後です。

そんなに間があいてないということですか。

はい、そうです。」(K本人尋問・8頁)

結局、第三文明はKに言われるままに何らの調査も取材もすることなく  
名誉毀損報道を垂れ流したにすぎず、その内容が真実であると信ずるに足る  
相当性など全くない。

第6 原判決が「被告Wその他の者から取材等を含めて」相当性があるとした点に  
ついての誤り

1 「その他の者から取材」(原判決・120頁)の相手方

原判決は、あたかも被控訴人らがW以外の者からも取材をしたかのように認  
定している(同・120頁)。しかし、梅澤事件についてすら取材の相手方は  
W一人であるうえ、Wから取材をした者はHとKのみである。H事件について  
も取材の相手方はW一人であり、Wに取材したのはKのみという状況である。  
このように、各被控訴人において取材した相手方は、W以外には存在せず、原  
判決は誤っている。

2 僧侶Aについて

(1) 原判決は

「7 被告Wを除く被告関係者の供述とその信用性(1) 被告報恩社K芳典の説  
明

『Kは、「A」との約束どおり、「A」からの情報、資料の提供から1  
か月ほど経った後、「地涌」に情報、資料を提供した。

a 平成8年1月26日号「地涌」(甲第2号証)は、Kからの除法  
提供に基づく記事であり、原告大草が秋元宅の電話を盗聴した旨の  
記事が掲載された。

b 平成8年2月1日号「地涌」(甲第3号証)も、Kからの情報提  
供に基づく記事であり、原告妙観講が民間人とその妻宅の電話を盗聴  
した旨の記事が掲載された。』(72頁)

『平成5年2月15日付「慧妙」〔乙ホ第13号証〕に論評が掲載され  
ており、被告Wの供述の裏付けとみることができた。』(74頁)

『以上のKの供述については、特に客観的証拠に反する矛盾した点等はなく、供述の信用性にかかわる疑問点は、僧侶「A」の具体的氏名を明かさないという点以外には見あたらず、全体として措信し得るものというべきである。』（75頁）」

と認定する。この原判決の認定によれば、「Wその他の者からの取材等を含めて」（原判決・120頁）とは、専ら「A」のことを言っているようである。

(2) まず、原判決は、僧侶Aから情報提供を受けたと主張する者は、専らK一人のみであることを無視している。

H、創価学会、大三文明は、Aの存在自体を知らないのだから、原判決が全ての被控訴人について、「A」から情報提供を受けたことを以って相当性があるかのように判断することは明白な誤りである。

(3) それだけでなく、

原判決において、報恩社のKと、大草を盗聴犯と報道し続けた怪文書「地涌」とが一体の関係であると認めており(原判決・72頁, 74～75頁)、極めて組織的な背景の中で、大草を誹謗していたことは明らかで、報道内容に相当性など存在していないことも明白である。

すなわち原判決は、「供述の信用性にかかわる疑問点は、僧侶「A」の具体的氏名を明かさないという点以外には見あたらず」などと認定しており、これほど不明瞭な情報提供者である「A」という存在を認定していることは、まったく理解の出来ない点である。

「A」は被控訴人報恩社のK芳典しか会ったことがなく、「A」の証言なるものや「A」から盗聴資料の提供を受けたとすることも、全てKだけが主張していることである。もっとも重要な情報ソースが「A」という存在であり、その氏名も住所も明かさない「A」の存在を認定する原判決は、誤っているという外はない。

第7 各被控訴人取材担当者の取材姿勢における「相当性」の欠如

## 1 反対取材の欠如についての事実誤認

### (1) 原判決は各被控訴人について、

「上記各被告は、原告ら、帝国リサーチ、日蓮正宗大石寺に対する反対取材をしていないが、原告らも帝国リサーチも、当時既に「妙観」等で盗聴への関与を全面的に否定する反論をしており、その後の本件訴訟を含む訴訟の経過をみても、同じ立場で反論を続けている状況であるから、これらの取材をしてみても、上記各被告の認識、判断が異なると解する余地はなく、これらの直接の取材をしなかったことが上記相当性の判断を左右するものではない」（原判決120頁）

と認定判断している。

### (2) しかし、原判決が「「妙観」等で盗聴への関与を全面的に否定する反論をしており」と認定しているのは明らかな誤りである。控訴人らの盗聴関与を否定しているのは「妙観」ではなく、控訴人らの機関紙でもない「慧妙」である。控訴人らの機関誌ではない「慧妙」である。控訴人らの機関紙ではない「慧妙」が被控訴人らの主張の矛盾点を指摘していたというのが事実であって、原判決は誤りである。又、「慧妙」の記事を見ている以上、Wの発言に疑問はますます高まり、各被控訴人は裏付け取材をより一層する必要が高くなったというべきである。

## 2 Hの行った「取材」についての相当性判断の誤り

### (1) Hは、梅澤訴訟についてはWから資料を受け取ったうえで、W以外の者に取材していないことを認め（H本人・52～54頁）、その上で、創価新報（甲5，9，10，11）を自らが執筆したことも認めている（（H本人・44頁・53頁，木村本人・64頁））。

### (2) 本件訴訟の尋問の際、Hは次のように供述している。

「大草さんと日顕上人に対しては請求が認められなかったと、3回認められなかったと。

残念ながらそうですね。

ご存じですね。

はい。ただ、その理由は証拠が十分じゃなかったということ。  
それは創価新報、聖教新聞で報道しておりませんね。

はい、しておりませんね。

創価新報で報道しなかった理由は何でしょうか。

創価新報は負けた報道っていうのはほとんどしてない」（H本人尋問・48頁）

こうした供述から、Hや創価学会には事実を報道しようとする姿勢など、もとよりないことがわかる。

(3) 原判決は、Hの取材について

「『7 被告Wを除く被告側関係者の供述とその信用性 (2) 被告Hの説明』  
『以上のとおり、被告Wは、創価学会員と活発に法論を続けており、また、被告Hが法華講員と法論をした後には、被告Wが被告H宅に電話で様子を聞いてくることがあった。したがって、当時、被告Wが妙観講の法論の中心となっていたことは明らかである。』(77頁)

「平成元年6月、平成4年11月に、妙観講が電柱の上のブラックボックスを違法に開けたことがあることは、「妙観」(乙二第51号証、乙八第38号証)にも出ている。ここに出てくる専門家というのは、帝国リサーチのTのことであり、平成4年11月(平成4年11月15日付妙観〔乙八第38号証〕には、平成4年11月12日に妙観講幹部自宅前電柱から盗聴器が発見された旨の記載がある。)には、既に被告Wは、原告妙観講を除名されているから、ブラックボックスを違法に開けた上記行為は、原告妙観講自身がしたことは明らかである。』(80頁)

『以上の被告H供述の信用性について検討するに、被告Hの供述には、上記のとおり多くの裏付があり、概ね措信し得るものというべきであり、その信用性を全体として否定すべき根拠はない。』(83頁)」

と認定している。

(4) 原判決は、上記認定によって何が証明されたとしているのか、全く明らかではない。

既に述べたように、被控訴人らにとって妙観講と盗聴を関連づけるものは、平成8年2月以降のWの発言のみである。

そして、ここで問題となる点は、Hが平成8年2月以降のWの発言を信じたことに相当の理由があるか否かであるはずである。にも拘わらず、原判決は、平成8年2月以前の直接体験を取り上げ、その供述の信憑性を検討している。

この論理は、妙観講の盗聴関与について直接知るはずのないHの供述を取り上げ、その真偽を以って妙観講の盗聴関与の有無を判断しようとしているものであり、全く相当性があることについての根拠とはなっていない。

(5) まず、この点について、Hは本人尋問において、Wが妙観講で対創価学会の中心人物であったと述べている(H本人尋問・2頁)。Hは、これを以ってWの発言が真実であると信じたことに相当の理由があると言いたいのであろう。

しかし、この発言は、W自身が平成3年2月頃以降、「被告大草の意を受けた幹部達によりWに対する非難が約一年かけて徹底的に行わる」(甲105, 3頁)と述べており、当時、大草をはじめとする妙観講幹部と、Wとの関係が著しく悪化した事実を認めていることと符合しない。

の問題は、HがWの発言を信じたことが相当か否かを判断する根拠となるものではない。この事實は、HがWの主張(同)を否定してまで妙観講と盗聴を強引に結び付けようとしていることを示すものである。

Wは、平成3年2月に戒告処分を受けて一切の役職を解任され(甲159, 27~30頁)、その被害者が同時に10名にも及ぶことが判明したため同年5月1日以降、戒告処分よりも更に重い活動停止処分を受けた(同・30頁)。

そこでWは、創価学会から妙観講に移籍した講員を自らが束ねようと画策をした。しかし大草や妙観講の副講頭・佐藤せい子は、このWの画策に気づき、未然に防いだのである(同・31~32頁)。これ以降、Wは、大草に対して露骨に反抗の色を見せ始め、佐藤ら幹部の悪口を広く言いふらすよう

になっていったのであり、Hの供述は虚偽である。

(6) 上記 についても、H、木村は、記事の執筆掲載時に「妙観」(乙八38)を見て、Wの発言を信じた、などと述べてはいない。

Hは本人尋問で、上記「妙観」を見ながら、妙観講はWと関係なく違法行為をなす集団だと述べているが(H本人尋問・28頁)、H自身、いつの時点でこの妙観記事を見たのか、いつの時点で判断したのか述べておらず、相当性判断の根拠にならない。

そもそも、この「妙観」(乙八38)には、わずか四行の記事で「去る十一月十二日には、妙観講幹部の自宅前電柱から、電話を傍受するための盗聴器が発見された」とあり、あとは2枚の写真のキャプションに「取り付けられていた発信器」、「盗聴器が仕掛けられていたブラック・ボックス」と掲載されているだけである。

この記事のどこをもってしても「ブラック・ボックスを違法に開けた上記行為は、妙観講自身がしたことは明らかである」などと言えはしない。そのような認定は明白な事実誤認である(控訴理由書(2)に詳述)。

### 3 木村の取材に関する相当性の欠如

(1) 原判決は木村の取材について

「『7被告Wを除く被告側関係者の供述とその信用性 (3) 『創価新報』の実務的編集責任者である木村芳孝の説明』

『これらの資料のうち、乙二第34号証は、Tが平成4年1月24日から同月末までの間、大石寺周辺で右翼団体の動きを調査した結果の報告書であり、乙二第35号証の1ないし10は、同時期に、帝国リサーチが右翼団体、創価学会に関して調査した結果の報告書である。これらの報告書の記載は、平成4年2月15日付「妙観」(乙二第37号証)に反映されており、また、平成4年1月15日付「妙観」(乙二第38号証)の記事の主題と共通している。』(84頁)

『盗聴の相手方とされた秋元、八木は、日蓮正宗から創価学会に対する情報漏洩を疑われている者であり』(85頁)

『原告妙観講は、大石寺の警備を担当しているところ、大石寺周辺を街宣する右翼と創価学会の関係等も帝国リサーチによって調査されていた。』  
( 86 頁 )

『盗聴の実行者とされた T の理境坊小川住職宛の書面には、「妙観講との関係を白紙」に戻し、当事者を小川住職、被告 W、T の 3 者とするとの記載があり、それまで T が手掛けてきた仕事が原告妙観講の依頼による仕事であることを示していると考えられた。

被告 H が被告 W から後に入手した顕正会幹部の盗聴テープ、領収証も、顕正会との争いの先頭に妙観講の被告 W が立っている写真があり、妙観講からの依頼により帝国リサーチが実行したものと判断された。』( 86 頁 )

『 帝国リサーチが行った調査は 5 年間に 10 件以上にのぼり ( 乙二第 40 号証陳述書の一覧表 )、これほど広範な調査が被告 W 個人のみによってされたとは考えられず』( 88 頁 )

『 平成 3 年 4 月 19 日に開催された日蓮正宗宗務支院長会議の録音テープ ( 乙二第 9 号証の 1, 2 ) には、「地涌」について究明すべきであるという意見があり、秋元広学が「本当の真犯人を捜すとすると、刑事告訴をしなければなんないんですよ。...やるなら訴訟覚悟でやるかですね。全部真実さらけだして。その覚悟がなきゃできません。」と述べている状況が録音されており、秋元が盗聴の対象とされた背景が示されている。』( 88 頁 )

『以上の木村の供述について検討するに、裏付資料と符合する説明をしており、特に客観的証拠と矛盾抵触する供述は見あたらず、概ね措信し得るものと認められる。』( 89 頁 )

と認定している。

- ( 2 ) ここでも判断の対象とすべきは、木村が W の話を真実と信じたことが相当か否かであり、木村の話が信用できるか否かなどということは判断すべき対象ではない。そして、実際は、木村は H からの報告を受けたのみであり、H は W の話を鵜呑みにしたのにすぎない。

また、上記のうち、  
はいずれもWの話を鵜呑みにしたHの話の繰り返しにすぎない。

(3) 又、  
については日蓮正宗の宗務支院長会議を盗み録りしたテープの内容であるが、この内容をどう読んでも、日蓮正宗、妙観講大草が盗聴に関与したことを示すものではない。

(4) 従って、残るのは  
であるが、  
の資料は梅澤訴訟、H訴訟で提出されてもならず、それは創価学会自身が盗聴事件に結びつく証拠などではないと判断していた証拠であり、本件訴訟に至って後日の「言い訳」として提出したものであり、相当性の根拠になどなろうはずがない。加えて、その内容は、控訴人らが帝国リサーチに依頼したことを示すものでは一切ない。

(5) 結局、木村は虚実取り交ぜたHの報告を鵜呑みにし、盗聴テープを聞いただけで控訴人らの関与を「確信した」ふりをしたにすぎないのであり(木村本人・52頁)、これが事実であるとしても全くの短絡的な思いこみにすぎない。

#### 4 H Kの取材についての相当性の欠如

(1) 原判決はH Kの取材について

「『7被告Wを除く被告側関係者の供述とその信用性

(4) 『第三文明』の編集者であるH K滋の説明』

『秋元は、平成2年7月のC作戦の謀議に参加した7人のうちの一人である。渉外部長としてマスコミ対策を担当していたが、平成3年4月の全国宗務支院長会議で、「地涌」の犯人捜しの提案に対し、消極的な態度をとったことから、創価学会に加担しているのではないかとと言われるようになった。』(89頁)

『八木も、平成2年7月のC作戦の謀議に参加した7人のうちの一人である。創価学会との関係で、柔軟路線、宥和路線を主張していたので、創価学会寄りだと言われるようになった。』(90頁)

『梅澤は、平成2年9月25日付「妙観号外」(乙口第27号証の2、乙二第51号証)で、創価学会のスパイと疑われている。平成3年8月

の『「新雑誌21」(乙口第19号証)で、日蓮の山崎に対する伝言を公表してしまった件もあり、創価学会に加担しているのではないかと疑われる立場にあり、また、梅澤に情報を提供している日蓮正宗関係者が誰なのかについて、日蓮正宗側には強い関心があるとみられた。』(90頁)

『調査報告書からは、調査担当者が梅澤が所有していた住宅を「池田大作氏から」、「功勞として」、「プレゼントされた」と聞いていたことも示しており、創価学会に敵対する勢力からの話を受けていたことも明らかであり、これは、日蓮正宗、なかんずく被告Wが属する原告妙観講とみるのが自然であると判断した。』(91頁)

『大石寺に対する直接の取材はしなかったが、それは、1年前に取材の電話をかけたところ、何も言うことはないと言われ電話を切られた出来事があったからである。』(92頁)」と認定判断する。

(2) しかし原判決はHKの資料・情報の入手経路を明記しておらず、理由不備である。事実は、HKはKの話をつまみ食いしすぎず、Kへの資料・情報の出所は、実在すら疑わしい「A」という存在を間に入れたとしても、元はWのみしかいないのである。

(3) ないしは、HKの主観的な思い込みが書かれているだけであり、何ら相当性の根拠とならない。

については、Kを介してWから聞いた話をつまみ食いしただけである。

についてはHKの供述を捻じ曲げた認定にすぎない。HKは本人尋問で、本件訴訟と無関係の事柄についての取材の様子を証言したもので(HK本人尋問・30頁)、HKが本件訴訟について取材の申し込みをした事実はない。

HKはKに言われるがままに、控訴人らを盗聴犯と決めつける中傷報道を行っており、日蓮正宗、妙観講、大草、H、W、帝国リサーチの誰に対しても、何の取材もしていない。

以上